

国 内 経 濟 要 錄

高率適用手続の一部改正

高率適用手続における最低歩合および第1次高率適用限度額の算定方式は、昨年8月、高率適用を例外的、罰則的性格のものとすることを主眼とし、当時の本行貸出残高などをも勘案の上定められたが、その後金融正常化の進展に伴い、取引先の本行依存が低下する一方、限度額は取引先の運用資産額の増大に比例して増加しているので、制度本来の趣旨にかんがみ、このほど限度額の縮減を図るため、その一部を改正し、8月20日から実施した。

外国為替引当貸付の利子歩合変更

(1) アメリカ合衆国通貨表示のもの

日歩6厘5毛を日歩7厘に改め、引当手形の為替銀行買取日が8月20日以降の貸付分から実施、更に日歩7厘を日歩7厘5毛に改め、買取日が9月3日以降の貸付分から実施。

(2) カナダ国通貨表示のもの

日歩7厘5毛を日歩9厘5毛に改め、引当手形の為替銀行買取日が8月30日以降の貸付分から実施。

国際金融公社への加盟

政府は国際金融公社に加盟するため、かねてその準備を進めていたが、このほど所要の手続を完了、8月17日わが国の出資額2,769千ドルを米弗をもつて払込んだ。

第2次米国余剰農産物受入れ協定の実施

去る2月10日調印された、首題協定（国会承認は5月29日）の実施細目については、為替取引方法及び国内金融措置の決定を最後に、このほどすべて決定されたが、第1次協定と異なる主な点は、おおむね次の通りである。

(1) 買付内容 買付総額は65.8百万弗と第1次（85百万弗）の23%減となり、買付品目では米が削除された代りに玉蜀黍及び飼料が加

えられた。

区分	小麦	大麦	綿花	その他	計
第2次	30.9	5.4	19.3	10.2	65.8
第1次	25.5	3.6	35.0	20.9	85.0

（注）単位 百万弗

(2) 買付けに伴う金融措置は前回と同様であるが、今般米国農務省規則が改正され、期限付手形の使用も認められることとなつたため、日本側としても、綿花に限り船積書類到着後90日を限度として、その利用を認めることとなつた。

(3) 輸入金融 輸入ユーザースによる金融を受ける綿花を除いた全品目について、本行の輸入決済手形制度が適用される。

(4) 積立円の使用

イ、米国勘定に積立てられた円貨の25%—59億円（第1次は30%—91億円）は、米国政府が防衛関係資材などの調達、第三国貿易、米国農産物の新市場開発、国際教育交換活動、日本における米国債務の支払などに使用する。

ロ、積立円の残額75%—177億円（第1次は70%—214億円）は、米弗に交換した上で、米国政府の代理人たるワシントン輸出入銀行よりの政府借款（第1次同様期間40年、年利率3%、但し円貨支払の場合は年4%）とし、電源開発事業、農地開発事業、森林漁港など振興事業、開拓者資金、生産性本部などに貸付ける。

X X
X X